転園届

第4号様式

船橋市保育所等変更申込書

年　　月　　日

船橋市長　あて

届出者（保護者）　住所

氏名

電話番号　　（　　）

保育所等の利用について、次のとおり変更したいので申請します。

現在利用している保育所等の名称			
保護者	氏名	フリガナ　：	
	住所		
	生年月日	年　　月　　日	
児童	氏名	フリガナ　：	
	生年月日	年　　月　　日	保護者との続柄
変更したい保育所等の名称		第1希望	見学（ 済 ・ 未 ） 見学予定有（　月　　日）
		第2希望	見学（ 済 ・ 未 ） 見学予定有（　月　　日）
		第3希望	見学（ 済 ・ 未 ） 見学予定有（　月　　日）
		第4希望	見学（ 済 ・ 未 ） 見学予定有（　月　　日）
		第5希望	見学（ 済 ・ 未 ） 見学予定有（　月　　日）
		第6希望以下（第10希望まで記入可）	
変更希望時期		令和　　年　　月	
変更理由			

◆　次の内容を確認し、☑をしてください。

☐　**転園が承認（決定）された後の取消（利用辞退）は一切お受けできません。**

◆　きょうだい一緒に利用希望される方

保育所等の空き状況により同時期に同じ保育所等での利用開始が難しい場合、①～③のうちあてはまるものを選択してください。併せて、別添の「きょうだい同園入所申込みの取扱いについて」をご参照ください。

①　☐　全員同時に同じ保育所等への入園のみを希望する

②　☐　全員が同時に入園できるなら別々の保育園でも良い
　　☐　それぞれの児童の希望園順位を優先する
　　☐　希望園順位が低くても同じ保育所等を希望する（同じ園に空きがないときは別々の園に入園）

③　☐　１人だけでも入園する　　※②の調整をした上での調整です。②の組み合わせも選択してください。
　　※復職予定での申込みの場合、1人でも利用承認となったときは復職が必要です。
　　☐　優先児童あり　（氏名：　　）　※優先児童が入園できるまで、もう１人も入園できません。
　　☐　優先児童なし

※　裏面を参照し、状況に応じて必要な書類を添付してください。

市記入欄	こどもｺｰﾄﾞ									受付		処理	

転園についての注意

※ 転園が承認（決定）された場合、その承認の取り消し（利用辞退）は一切お受けできません。

- きょうだい同時申請の場合で１人のみ転園が承認（決定）された場合に、その他の児童の翌月以降の協議を転園した児童と同じ保育所等のみで希望する場合は、別途「保育所等利用申込の希望変更届」の提出をお願いします。
- 保育所等の変更（以下「転園」という。）を希望する場合は、船橋市保育所等変更申込書（添付書類含む）を各月の利用申込の締切日までに保育所等又は保育入園課にご提出ください。
- 転園を希望する場合であっても利用者を決定するに当たり、保育所等に在園されていない利用申込者と同じく、保育の必要性の高い児童から利用を承認することになります。希望保育所等の受入に余裕がない等の理由により、ご希望に沿えないことがあります。
- 希望する保育所等については必ず見学をし、説明を受けてください。特に私立保育所等は保育所によって保育目標が異なり、保育料以外に実費（園服代など）を徴収している場合があります。詳細は各保育所等にお問い合わせください。また、健康状況や食物アレルギーについて留意する点がある場合は、見学時に必ず説明をしてください。
- 利用開始当初は児童が慣れるための「ならし保育」があり、教育・保育給付認定された利用時間に関わらず、送迎の時間が早くなります。利用開始日より前にならし保育をすることはできません。
- 利用調整結果は、毎月１０日頃（４月１次申請の転園は、２月中頃までに文書にて発送いたします。２回目以降の利用調整結果は、転園が承認（決定）された場合のみ文書にて発送いたします。
- 転園申込みを取りやめる場合は、早急に(利用調整会議前に)保育入園課までご連絡ください。併せて、転園申込みの取下げ書をご提出ください。

提出書類について

１．必ず提出していただく書類（①から③の３種類）

①船橋市保育所等変更申込書（転園届）
②家族状況票・児童の健康状況調書（船橋市保育所等変更申込書添付用）……両面あり
③保育を必要とする事由を確認するための書類（就労証明書や主治医の意見書等）

※③については、以前に提出された書類が、就労証明書については転園希望日から１年前の月の２日以降、その他の書類については６か月前の月の２日以降に証明されたものであり、内容に変更がない場合は省略できます。

※後日、事情を伺い、新たな書類の提出を依頼することがあります。

２．必要に応じて提出していただく書類

変更希望理由が転居（市内の住所変更）による場合

転居後、「船橋市教育・保育給付認定内容変更申請書兼教育・保育給付認定届出事項変更届」（第５、８号様式）の提出が必要です。

・ 転居先住所及び転居年月日をご記入ください。転居に伴い世帯員が変更する場合は、変更後の世帯員の状況をご記入ください。
・ 新たに同居する方がいらっしゃる場合は、保育を必要とする事由を確認するための書類（就労証明書等）や課税証明書の提出が必要となる場合がありますので、保育入園課へお問い合わせください。

市外へ転出する場合または市外の保育所等への転園を希望する場合

手続きが異なりますので、保育入園課へお問い合わせください。

◇ 問い合わせ先 ◇
船橋市役所 保育入園課
〒273-8501 船橋市湊町2－10－25
電話 ： 047－436－2330

家族状況票（船橋市保育所等変更申込書添付用）　転園用

◆保育を必要とする事由

父	□就労　□疾病・障害　□介護・看護・付添　□災害復旧　□就学　□下の子の育児休業中または育児休暇中 □不在（□離婚　□未婚　□その他（　　）/不在事由発生日　　年　　月　　日 □求職活動（破産・整理解雇を受けた日：　　年　　月　　日）　□その他（　　）
母	□就労　□疾病・障害　□介護・看護・付添　□災害復旧　□就学　□下の子の育児休業中または育児休暇中 □不在（□離婚　□未婚　□その他（　　）/不在事由発生日　　年　　月　　日 □求職活動（破産・整理解雇を受けた日：　　年　　月　　日）　□その他（　　） □妊娠・出産（予定日：令和　　年　　月　　日）

※　保育を必要とする事由を確認するための書類は、最新の書類を添付してください(就労証明書や主治医の意見書等)。なお、以前に提出された書類の内容に変更がない場合は提出を省略できます(ただし有効期限内＝就労証明書は転園希望日から1年前の月の2日以降、主治医の意見書は6か月前の月の2日以降に証明されたものに限ります)。

◆兄弟姉妹の状況

保育所等の名称		フリガナ	
		児童氏名	
□　申請中　・　□　在園中		児童生年月日	年　　月　　日

◆祖父母の状況・・・65歳未満で、同居または市内・近隣市（市川市・鎌ヶ谷市・八千代市・白井市・習志野市）で、別居している場合は、「現在の状況」も選択してください。
また、保護者と同様に、祖父母のいずれもが保育を必要とする事由を確認する書類の提出があった場合、調整点2で加点となります。

続柄		同居の有無	氏名	生年月日・住所 （所在が分からない場合は理由を簡潔に明記のうえ、所在地不明に☑）	
父方	祖父	申請児童と □ 同居 □ 別居 □ 不在 ※下記から選択 （ 死別・離婚・その他 ）	フリガナ	生年月日	年　　月　　日
				住所	□ 所在地不明
		現在の状況：　就労　・　就学　・　疾病（障害）　・　介護（看護）　・　無職			
	祖母	申請児童と □ 同居 □ 別居 □ 不在 ※下記から選択 （ 死別・離婚・その他 ）	フリガナ	生年月日	年　　月　　日
				住所	□ 所在地不明
		現在の状況：　就労　・　就学　・　疾病（障害）　・　介護（看護）　・　無職			
母方	祖父	申請児童と □ 同居 □ 別居 □ 不在 ※下記から選択 （ 死別・離婚・その他 ）	フリガナ	生年月日	年　　月　　日
				住所	□ 所在地不明
		現在の状況：　就労　・　就学　・　疾病（障害）　・　介護（看護）　・　無職			
	祖母	申請児童と □ 同居 □ 別居 □ 不在 ※下記から選択 （ 死別・離婚・その他 ）	フリガナ	生年月日	年　　月　　日
				住所	□ 所在地不明
		現在の状況：　就労　・　就学　・　疾病（障害）　・　介護（看護）　・　無職			

◆家庭の状況

家庭の状況	□　ひとり親家庭　・　□　その他	生活保護法の適用の有無	□　無　・　□　有

要介護（要支援）認定や、介護を要する状態であると医師の診断を受けている親族がおり、保護者が直接介護・看護をしている場合は、対象者の氏名、申請児童との続柄をご記入ください。（該当がない場合は記入不要）	
介護・看護をしている方	氏名：　　申請児童との続柄（　　）
介護・看護を必要とする方	氏名：　　申請児童との続柄（　　）

※　船橋市記入欄				
家族状況票			備考	
健康状況調書				
事由書類	父			
	母			

児童の健康状況調書（船橋市保育所等変更申込書添付用）　転園用

児童氏名	男 ・女	生年月日	年　　月　　日

下記の質問事項にお答えください。該当するもの全てを〇で囲ってください。

現在の身長と体重を教えてください。

身長　　cm：　体重　　kg

予防接種を行っているのはどれですか。
※1回でも接種したことがあるものに〇を付けてください。

・五種混合（三種混合・ポリオ・Hib）　・BCG
・MR（麻しん・風しん）・日本脳炎　・肺炎球菌
・水痘（水ぼうそう）　・B型肝炎　・おたふく　・ロタ
・その他（　　）

薬の服用がありますか。　（はい ・ いいえ）

「はい」の場合
＊薬名　（　　）
＊いつから飲んでいますか。（　　年　　月から）
＊服用する時間帯（1日　　回 / 朝・昼・夜）

話しはじめはいつからですか。
《 例：ママ・ブーブーなど 》

（　　才　　か月頃）

＊お話ができますか。
・喃語（アーアー）程度　・単語程度
・2語文　・会話のやりとりができる

今まで健康・発達上のことで、専門機関に相談や通所したことがありますか。　（はい ・ いいえ）

＊「はい」の場合、下記のどの施設ですか。
・児童相談所　・療育センター　・マザーズホーム
・ことばの相談室　・子育て支援センター
・ひまわり親子教室　・たんぽぽ親子教室　・ひよこ教室
・子ども発達相談センター　・保健センター　・保健師に相談
・病　院（　　科）
・その他（　　）

＊どのような相談内容ですか。

（　　）

定期健診を受けていますか。　（ はい ・ いいえ ）
健診で指摘を受けたことがあります　（ はい ・ いいえ ）

「はい」の場合、指摘事項を詳しくご記入ください。

視力が気になって受診したことがありますか。
（はい ・ いいえ）

聴力が気になって受診したことがありますか。
（はい ・ いいえ）

体質・病気について

＊よくある症状はありますか。（はい ・ いいえ）
・熱がでやすい　・風邪をひきやすい　・便秘症（　　日以上）
・下痢をしやすい　・吐きやすい　・湿疹
・その他（　　）
・アレルギー体質
　・アトピー性皮膚炎　・ぜんそく　・薬過敏
　・その他（　　）

＊今までにかかった病気等はありますか。（はい ・ いいえ）
・心臓疾患　・中耳炎　・脱臼　・ヘルニア
・その他（　　）

＊ひきつけやけいれんを起こしたことがありますか。
（はい ・ いいえ）

「はい」の場合
＊回数（　　回 ）
＊時期（　　）
＊原因
　・熱 （　　℃ ）が出た時に起こる
　・熱が出なくても起こる　・泣いた時に起こる

＊入院したことがありますか。（はい ・ いいえ）
「はい」の場合
＊病名　（　　）
＊入院期間（　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日）

＊現在、通院していますか。（はい ・ いいえ）
「はい」の場合
＊病名　（　　）
＊通院状況（　　）

健康・発達面で心配なことがありましたらご記入ください。

（　　）

現在利用している保育所等で食物アレルギーや宗教上の理由で対応している食材はありますか。	（ はい ・ いいえ ）
「はい」の場合、その食材は何ですか。	
どのような対応をしていますか。	□ 除去食　□ 弁当持参 □ その他 （　　）

きょうだい同時申込みの取扱いについて

既に在園しているお子様と**利用申込中（申込予定）のお子様**を同時期に同じ保育所等に入園希望される場合は、保育所等変更申込書の記入できる組合せは以下のとおりとなりますのでご確認ください。

（例）　兄　：A保育園　在園
　　弟　：令和7年4月　利用申込み
　　兄弟を同時期に同じ保育園に入園希望

● **事例 ①：　「兄」が通っているA保育園に、「弟」も入園希望する**

	兄（A園 在園）	弟
第1希望	**※転園申込み不要**	A園　※利用申込み

➡「弟」がA園に入園できる場合に、利用承認します。

申請書内のきょうだい組合せチェック欄　⇒　チェック不要

● **事例 ②：「弟」の希望できる保育園にあわせて「兄」が通っているA保育園から転園希望する**

	兄（A園 在園）	弟
第1希望	B園　**※転園申込み必要**	B園
第2希望	C園　**※転園申込み必要**	C園

➡　「兄」と「弟」が同時期に同じ保育園へ入園できる場合に限り、利用承認します。

申込書内のきょうだい組合せチェック欄　⇒　① ☑ 全員同時に同じ保育所等への入園のみを希望する

● **事例 ③：　「兄」が通っているA保育園に「弟」も入園希望する一方で、「弟」が入園できる保育園にあわせて「兄」も同じ保育園に転園希望する**

	兄（A園 在園）	弟
第1希望	A園　**※転園申込み**（在籍園だが記載が）**必要**	A園
第2希望	B園　**※転園申込み必要**	B園
第3希望	C園　**※転園申込み必要**	C園

➡　「兄」が在園するA園も含め、「兄」と「弟」が同時に同じ保育園へ入園できる場合に限り、利用承認します。

申込書内のきょうだい組合せチェック欄　⇒ ① ☑ 全員同時に同じ保育所等への入園のみを希望する

※ 事例3では、きょうだいの組合せを、「全員同時に同じ保育所等への入園のみを希望する」にしておりますが、それが難しい場合に同時期であれば別々の保育所等でも入園を希望する等といったようなご希望があるときは、必ず、保育入園課にご相談ください。

上記の事例で、兄弟が逆で、兄が「新規申込み」、弟が「A保育園に在園」の場合でも、上記の事例と同様の対応となります。

問い合わせ先

船橋市役所　保育入園課
〒273-8501
船橋市湊町2丁目10－25
電話：047-436-2330　／　FAX：047-436-2332